

令和5年6月

六戸町農業委員会総会議事録

期 日 令和5年6月9日

場 所 六戸町役場2階大会議室

六戸町農業委員会総会

- 1 場 所 六戸町役場 2 階大会議室
- 2 開会日時 令和 5 年 6 月 9 日 (金) 午後 4 時 0 0 分
- 3 閉会日時 令和 5 年 6 月 9 日 (金) 午後 4 時 5 5 分
- 4 出席委員 (15 名)

1 番 松 嶋 清 治 委員	2 番 沖 澤 勝 委員
3 番 砂 渡 精 一 委員	4 番 坂 岡 正 晴 委員
5 番 沖 沢 恵美子 委員	6 番 母良田 昭 委員
7 番 目 時 隆 幸 委員	8 番 金 淵 亘 委員
9 番 金 沢 幸 弘 委員	10 番 斎 藤 正 委員
11 番 新 山 秀 男 委員	12 番 下 田 利 昭 委員
13 番 田 中 裕 紀 委員	14 番 四 木 俊 一 委員
15 番 田 中 誠 委員	
- 5 欠席委員 (0 名)
- 6 会議に付した案件
町議案
報告第 8 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について
報告第 9 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
報告第 10 号 農地の転用事実に関する照会について
報告第 11 号 農用地利用配分計画の認可に係る通知について
報告第 12 号 令和 4 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について
報告第 13 号 令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について
議案第 7 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第 8 号 六戸町農用地利用集積計画 (案) について
議案第 9 号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画 (案) について
議案第 10 号 農業経営基盤の強化に関する基本構想の一部改正について
- 7 会議録署名委員
13 番 田中 裕紀 委員 14 番 四木 俊一 委員
- 8 会議事件の説明及び職務のため出席した職員
事務局長 佐藤 一也 事務局次長 金淵 秀一 事務局主査 宮古 千尋
- 9 書 記
事務局主査 宮古 千尋

【 開会 午後4時00分 】

事務局 定刻となりましたので、これより令和5年5月29日告示招集いたしました令和5年6月六戸町農業委員会総会を開催いたします。

起立願います。

よろしく願います。

着席願います。

それでは、六戸町農業委員会会議規則第6条により定足数に達しておりますので、総会が成立することを報告します。

会長より挨拶をお願いします。

会長 挨拶（省略）

事務局 業務報告及び業務計画について、佐藤局長より説明いたします。

事務局長 資料に基づき業務報告（省略）

事務局 六戸町農業委員会会議規則第8条により会長が総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしく願います。

議長 出席委員は定数に達していますので、総会は成立いたしました。

只今より、令和5年5月29日告示招集されました令和5年6月六戸町農業委員会総会を開会いたします。

本日の欠席委員は、おりません。

議長 これより本日の会議を開きます。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

お諮りします。

議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議長 ご異議なしと認め、議長より指名いたします。

13番 田中 裕紀 委員、14番 四木 俊一 委員を指名します。

参与には佐藤事務局長以下各職員、書記には宮古主査を任命します。

次に、会期の決定を行います。お諮りします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議長 ご異議なしと認め総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。
六戸町農業委員会会議規則第11条（法律第24条）の確認については、報告第9号で2番 沖澤 勝 委員が該当しますので発言権がありません。
議案第7号で、7番 目時 隆幸 委員が該当しますので、議案審議前に退席することになります。

それでは、町案件の審議に入ります。
報告第8号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第8号「農地法第3条の3の規定による届出書の受理について」ご説明いたします。
。
農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告するものであります。
（説明省略）

議長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議長 意見がないようですから、報告第8号を報告済みといたします。

次に報告第9号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第9号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」ご説明いたします。
農地法施行令第22条第1項の規定により別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものであります。
（説明省略）

議長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第9号を報告済みといたします。

次に報告第10号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第10号「農地の転用事実に関する照会について」ご説明いたします。
青森地方法務局十和田支局から別紙土地の転用事実に関する照会があったので、現地調査の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告するものであります。
(説明省略)

議 長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第10号を報告済みといたします。

次に報告第11号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第11号「農用地利用配分計画の認可に係る通知について」ご説明いたします。
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の改訂により、改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第7項の規定により、農用地利用配分計画の認可に係る通知を受けたので報告するものであります。
(説明省略)

議 長 報告について、ご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第11号を報告済みといたします。

次に報告第12号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第12号「令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について」ご説明いたします。

令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価をしたので報告するものであります。
(説明省略)

議長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議長 意見がないようですから、報告第12号を報告済みといたします。

次に報告第13号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第13号「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」ご説明いたします。

令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況を点検・評価したので報告する。ものであります。
(説明省略)

議長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議長 意見がないようですから、報告第13号を報告済みといたします。

議案審議前に、委員の皆さまが現地確認をしておりますので、その結果について代表の委員より報告をお願いします。

(沖沢 恵美子 委員説明)

代表委員による報告が終わりましたので議案審議に入ります。

議案第7号を上程する前に、7番 目時 隆幸 委員が会議規則第11条に抵触しますので、退席します。

(目時委員退席)

議長 議案第7号を上程いたします。

事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第7号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」ご説明いたします。
農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を
求めるものであります。
(説明省略)

議 長 事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより議案第7号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

ご異議なしと認めます。
よって議案第7号は承認することに決定いたしました。

議案第7号の審議が終了しましたので、目時 隆幸 委員の入室を求めます。
(目時委員 入室)

議 長 次に、議案第8号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第8号「六戸町農用地利用集積計画(案)について」ご説明いたします。
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条
の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条
第1項の規定に基づき、六戸町農用地利用集積計画(案)を別紙のとおり作成したので
、六戸町長に対して農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求めるもの
であります。
(説明省略)

議 長 事務局の説明が終わりましたので質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより議案第8号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第8号は承認することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第9号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第9号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）について」ご説明いたします。
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）の第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対して農用地利用集積等促進計画の作成を要請することの承認を求めるものであります。
（説明省略）

議 長 事務局の説明が終わりましたので質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより議案第9号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第9号は承認することに決定いたしました。

議 長 議案第10号を上程いたします。
事務局及び農政課から提案理由の説明をいたします。
事務局、農政課担当者の説明を求めます。

(農政課担当者入室)

事務局長 議案第10号「農業経営基盤の強化に関する基本構想の一部改正について」ご説明いたします。
農業経営基盤の強化に関する基本構想を次のように一部改正するので意見を求めるものであります。

農政課長 農政課長として、私から説明をいたします。
(兼事務局長) (説明省略)

議 長 事務局、農政課の説明が終わりましたので質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより議案第10号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり改正相当とすることにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第10号は改正相当とすることに決定いたしました。

議 長 以上をもちまして、六戸町農業委員会6月総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

【 閉会 午後4時55分 】